

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鳩山町長 小川 知也

市町村名 (市町村コード)	鳩山町 (113484)
地域名 (地域内農業集落名)	石坂一・石坂二地区 (石坂1の上、石坂1の下、石坂の2)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月18日、令和7年1月26日 (第1回)、(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域の課題として、農業者の高齢化及び後継者不足等が挙げられ、遊休農地の更なる増加等が懸念される。

【地域の基礎的データ】

石坂一地区の農用地については、石坂地区水利組合を中心に水稻の栽培・管理を行っている。
主な作物:水稻、露地野菜等

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は、農業振興地域内の農用地等を中心に利用集積を進める。
水稻、露地野菜等の作物については、地域の農業を担う者を中心に、埼玉県東松山農林振興センター、埼玉中央農業協同組合、鳩山町農業委員会等の関係機関との連携支援により、安定した生産を図る。
また、新たに農業経営を営もうとする経営体等の受入を重点的に進め、地域の農業を担う者等を中心にサポートを行い、当該経営体等であっても一定の所得が確保でき、安定的な経営を行えるように支援する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域を基本の区域とし、その中でも農用地を中心に農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針
地域での話し合いに基づき、地域外も含めた農業を担う者への農用地の集積・集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地権者の意向に基づき貸付けを進め、農業を担う者の経営意向を踏まえて集約化を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業への取組については未定である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
多様な経営体の確保・育成に向けて、埼玉県東松山農林振興センター、埼玉中央農業協同組合、鳩山町農業委員会等の関係機関と連携し、農業を担う者の育成・支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託の活用については未定である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①当地区の鳥獣被害防止対策として、イノシシやニホンジカの被害が拡大しないよう電気柵の設置等を検討し、目撃情報や被害情報の収集に努め、併せて捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②環境負荷軽減のため、有機・減農薬・減肥料の取組を進めていく。
- ③農業経営等の状況を踏まえ、農作業の効率化を図るためにスマート農業の導入を検討する。
- ④水田を畑地化し、高収益作物の小麦や大豆等の栽培を行うことを検討する。
- ⑤気候等の条件に適した果樹の栽培を検討する。
- ⑦地区及び農業を担う者による地域内の農地の保全・維持管理を行っていく予定である。
- ⑧園芸用施設等の農業用施設の維持管理や整備等を行っていく予定である。
- ⑨地域内外の畜産農家と地域内の農家が連携して、飼料の供給・堆肥の活用を進めることを検討する。